

# 中等度難聴高齢者への 補聴器購入助成について（新規）

## 1 概要

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して補聴器本体等の購入費の一部を助成し、閉じこもり、認知機能の低下等を防ぐとともに、積極的な社会参加及び地域交流を支援することを目的とする。

## 2 対象者 ※すべてに該当が必要

- ①町内に住所を有する満65歳以上の者
- ②身体障害者福祉法の身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない者
- ③両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満であることが医師によって証明された者又は両耳の聴力レベルが平均70デシベル以上であっても一側耳の聴力レベルが著しく低く、補聴器が必要であると医師に判断された者
- ⑤暴力団員および暴力団関係者でない者

## 3 補助額

- ・購入費（本体の付属品等含）の1/2  
\* 消費税相当額は対象外
- ・片耳、両耳を問わず、上限30,000円  
※予算は令和5年当初予算で確保済

## 4 補助金申請から受取までの手順 （利用者（患者）様の流れ）

- ①医療機関（鳥取県指定医）を受診する  
※中程度難聴等の証明を受ける  
※診察料、文書料は全額自己負担
- ②認定補聴器専門店の補聴器見積をもらう
- ③役場に申請する（上記①・②を添付）
- ④補聴器を買う（交付決定後の購入）
- ⑤役場に実績報告（領収添付）・請求  
※概ね14日間で補助金が支払われる